

第11回香南市農業委員会議事録（令和3年11月）

1. 開催日時 令和3年12月2日（木） 午前9時1分から午前10時44分
2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール
3. 出席委員（35人）
 - 農業委員（19人）
1番安岡洋光（会長職務代理）、2番加藤 明、3番藤村和明、4番石丸典男、5番松村一恵、6番溝渕洋介、7番矢野由美子、8番横田榮介、9番野島利英、10番井澤 傳、11番門脇芳充、12番百田順一、13番岡村 彰、14番近森一夫、15番柳本章、16番三浦輝之、17番西村政吉、18番久武恵一、19番恒石 巖（会長）
 - 農地利用最適化推進委員（16人）
1番乾 祐司、2番水田恭二、3番恒石 謙、4番小松正文、5番杉村敬介、6番高倉 享、7番小松英介、8番松山 好、9番宮崎誠二、10番小松達夫、11番村上信一郎、12番野嶋由慎、14番岩川 覚、17番末久直樹、18番河崎勝實、19番久武光顯
4. 欠席委員（推進委員） 13番黒岩健志、15番山本 智、16番柳本佳洋
5. 議事日程
 - (1) 開 会（会長）
 - (2) 議事録署名委員の指名 13番岡村 彰 14番近森 一夫
 - (3) 議 事
 - 議案第1号 農業振興地域整備計画の変更について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
 - 議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
 - その他の件 農地のあっせん申出について
6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長	中邑 彰彦
農業委員会事務局主事	刈谷 弘法
農林水産課主査	久武 正和
7. 会議の概要

議長

ただいまから、第11回の香南市農業委員会を開催いたします。

めっきり日足も短くなり、日ごとに冬の気配が感じられる季節になってきました。施設園芸ハウスのボイラーも盛んに音を立てて稼働していますが、昨今の原油価格の高騰は、何かと気が滅入るところです。本日はお忙しい中、ご出席いただきご苦労様でございます。

本日は、農業振興地域の除外申請の審議がございますが、その前に、本日の出席委員の報告を願います。

(開会9時1分)

事務局

本日の出席委員は19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、欠席の連絡がありましたのは13番、15番、16番推進委員です。

議長

次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。13番岡村委員、2番近森委員を指名いたします。両委員さんよろしく申し上げます。

本日は農振の除外審議のための現地確認がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バスでの現地確認を自粛しましたので、よろしく申し上げます。

議長

議案第1号農業振興地域整備計画の変更(後期)についてを議題といたします。それでは農林水産課より説明を願います。

農林水産課 それでは、香南市農業振興地域整備計画の変更につきまして、説明させていただきます。

今回、令和3年度後期の受付分としまして、農用地区域からの除外が15件となっております。資料に基づいて説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、まず全体位置図になります。15件のうち、野市町が10件、吉川町1件、赤岡町1件、香我美町1件につきましては、資料に載せていますけど直前になって取下げとなっております。そして夜須町で2件となっております。

それでは、1ページをお願いいたします。整理番号1番になります。申請地は20年以上前から建物が建っており、現況に合わせて地目変更するための申請です。変更面積は、254㎡です。2ページは現況図(建物配置図)となっておりますので、ご確認をお願い致します。

3ページをお願いいたします。整理番号2番になります。除外後用途は駐車場です。農地区分は、のいち駅から850メートル以内にあるため、第2種農地に該当します。変更面積は、214㎡です。除外の5要件について、すべて満たしており、隣接地同意書及び排水同意書も提出されております。4ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

5ページをお願いいたします。整理番号3番になります。除外後用途は賃貸集合住宅(3階建て1棟12戸分)です。農地区分は、のいち駅から850メー

ル以内にあるため、第2種農地に該当します。変更面積は、760㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書及び排水同意書も提出されております。6ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

7ページをお願いいたします。整理番号4番になります。除外後用途は賃貸集合住宅（2階建て2棟12戸分）です。農地区分は、のいち駅から850メートル以内にあるため、第2種農地に該当します。変更面積は、4筆合計で980㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書及び排水同意書も提出されております。8ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

9ページをお願いいたします。整理番号5番になります。除外後用途は分譲住宅地（8戸分）です。農地区分は、のいち駅から850メートル以内にあるため、第2種農地に該当します。変更面積は、3筆合計で1,469㎡となっており、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課担当者とも現地確認を行っております。除外の5要件について、すべて満たしております。隣接地同意書及び排水同意書については取得中です。10ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

11ページをお願いいたします。整理番号6番になります。除外後用途は一戸建て個人住宅地及び道路です。第1種農地に該当していますが、宅地とする部分は農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しております。変更面積は、1,120㎡のうち435.12㎡です。現況に合わせ道路とする部分は変更面積88.27㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書も提出されています。12ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

13ページをお願いいたします。整理番号7番になります。除外後用途は賃貸集合住宅（3階建て1棟18戸）です。農地区分は、のいち駅から850メートル以内にあるため、第2種農地に該当します。変更面積は、5筆合計で1,472㎡となっており、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課担当者とも現地確認を行っております。除外の5要件についてもすべて満たしております。東の隣接地で耕作されている方及び当該地区の土地改良区から、申請地との間にある既存水路では排水が十分でないという意見が挙がっており、申請者の方で隣接地の所有者の意向に沿う形での対応を予定されています。14ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

15ページをお願いいたします。整理番号8番になります。次の16ページ、整理番号9番と合わせて合計3筆の土地利用計画となっており、除外後用途は建売分譲住宅地（11戸分）です。農地区分は、その他の第2種農地に該当します。変更面積は、3筆合計2,701㎡となっており、香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課担当者とも現地確認を行っております。除外の5要件についてもすべて満たしており、隣接地同意書及び排水同意書も提出されております。17

ページが整理番号8番、9番合わせての土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

18ページをお願いいたします。整理番号10番になります。申請地は、平成9年にお墓が建っており、現況に合わせて地目変更するための申請です。変更面積は21㎡です。19ページは現況図（土地利用計画図）となっておりますので、ご確認をお願い致します。

20ページをお願いいたします。整理番号11番になります。除外後用途は太陽光発電のソーラーパネル設置です。農地区分は、市役所吉川庁舎からおおむね500m以内にあるため、第2種農地に該当します。変更面積は、2筆合計で3,176㎡となっております。香南市土地環境保全条例に該当するため、建設課担当者とも現地確認を行っています。除外の5要件についてもすべて満たしております。隣接地同意書については、申請地北側の隣接地が多く、全体では20筆16名の方が関係している中で、一部はまだ取得中となっております。21ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

22ページをお願いいたします。整理番号12番になります。除外後用途は一戸建て個人住宅地です。第1種農地に該当していますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しております。変更面積は、339㎡です。除外の5要件について、すべて満たしており、隣接地同意書も提出されております。23ページが土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

24ページの整理番号13番につきましては11月30日に代理人より連絡があり、建築する場所を見直すことになったようで、取り下げとなりました。

26ページをお願いいたします。整理番号14番になります。申請地は20年以上前から耕作できておらず申請者家族もこの土地を離れ高知市で居住しております。今後も耕作の予定は無く、管理も難しい状況から、現況に合わせて地目変更するための申請です。変更面積は、4筆合計で1,397㎡です。隣接地同意書も提出されております。27ページで別の角度から申請地を撮影した写真も添付しておりますので、ご確認をお願い致します。

28ページをお願いいたします。整理番号15番になります。除外後用途は携帯電話無線基地局です。農地区分は、その他の第2種農地に該当します。変更面積は、602㎡の内の6㎡です。除外の5要件についてもすべて満たしております。隣接地は自己所有地及び宅地で囲まれており同意書は不要。29ページは土地利用計画図となっておりますので、ご確認をお願い致します。

30ページ以降は一覧表となっておりますので、ご確認をお願い致します。説明は以上になります。

議長

農林水産課の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

1 7 番 1 1 番ですが隣接の同意は取れていますか。

農林水産課 全部は取れていません。北側については隣接筆数が多く、県外にいる方等もあり、代理人が郵送等で連絡を取るなどの対応をしてもらっています。

1 7 番 すぐ背中合わせで南側に土地がありますが。

農林水産課 南側につきましては、同意はもらっています。

議長 他にございませんか

4 番 P 1 3 の 7 番の案件ですが、私も立ち会った経緯がありますが、隣地の方から日照権のことで立ち会ってほしいとのことで、立ち会いました。2階建てのつもりでしたが、当日3階建てということで、隣地の人と話が違うということで、隣地の判ももらっていないということで保留になっている。それと、土地改良区の水利の関係で東側に排水する予定でしたが、この水路が壊れていまして流れるような状態でないということで問題が出てきているような状況です。その後の状況についてお聞かせください。

農林水産課 お話の通りで、隣接地の方が説明を受ける中で、説明が不十分であったようです。3階建てで申請していますが、それでは同意できないということで未提出です。申請者も2階建てに変更する方向で見直しをして、説明をしにいらっていると聞いています。水路につきましては、申請者が水路に使える補助金等も調べ活用しながら、水路改修を検討している。隣地の不安を取り除く計画の見直しをしている。隣地の方も最初2階といったものが3階になっていたということもあったので、慎重に変更案を見極めてから同意をしたいということで、ここは写真でもある通り、草が生い茂っていて、それが解消されることはいいという意向もあるので、同意をしない訳ではないということで、取下げにはなっていません。

4 番 地主さんとも話もして、北の団地の人も草で迷惑していて、何回か言ったけど刈ってくれないという話も出ていまして、申請が通れば団地の方もありがたいという話も聞いておりますし、隣地の日照権の話がクリアできれば問題ないと思います。

議長 他にございませんか。

1 5 番 1 3 番の取下げの理由は。

農林水産課 隣地の方に説明する中で、すんなりと受け入れてもらえなかったもので、他の土地を探そうということで取下げとなっています。

1 8 番 1 1 番で先程、南側の同意は取っているという事でしたが、所有者にとっていいのか耕作者に取っているのかはどうですか。

農林水産課 所有者で取っております。

議長 他にございませんか。

4番 先程の7番ですけど、隣地の同意がないわけで、ここで通れば除外はおきるわけですね。

農林水産課 県の審査もありますけど、通る方向で進んでいくと思います。

4番 建物の審議はどうなるのか。隣地に除外と建物の書類を持ってきたが、除外は判を押しても良いが、建物には納得がいかないということで保留になったわけですが。農業委員会に出すには、この2枚がないといけないと聞いておりますが。

農林水産課 2枚の一つは除外の同意書で、もう1枚は転用の同意書を同時に持ってこられたと聞いています。除外の方には除外の同意があれば前に進むことになります。同意書が必ずなければいけないという事ではなく、その場合は被害防除計画で隣地に影響がないような計画にしていますという書類をていしゅつしてもらっています。ただ今回につきましては同意ができる状態にならないと、何らかの影響が隣地に出るとい形になっておりますので、そこについては、しっかりと計画を見直して、説明をしていただくようお願いしている状況です。

4番 ここでの判断という事になりますね。

3番 排水路については、改修するように計画しているのですか。日照権よりも排水の方が大事なように思いますが。

農林水産課 水路についても大事な問題だという事で、この話も先日出たばかりで、どうしたら隣地の営農にも影響がないか、南の方についても具体的な計画には至っておらず、それについても土地改良区からも意見をいただいているということもあるので、関係者をまじえて、しっかり話をして、あとで出てこないように協議をして計画をするようお願いしています。

1番 2階建てにすると駐車場が多いのではないかと、やはり3階建てで計画しているのでは。

農林水産課 2階建てにする方向で動いていきますという話をいただいておりますが、新しい計画図というものはいただいけません。建てる場所については変わりはないと聞いています。駐車場についても2階になれば少し過大かなと思われまので、見直しをしてくださいと伝えています。

1番 被害防除計画を出して、隣地が納得がいくかということは、今考えておかないといけないのでは。場所的には遊休農地の解消になるので良いとは思いますが。その判断をしなければいけないということなので。

4番 立ち会ったとき、申請者から駐車スペースが多く2階建てではもったいないの

で3階建てに変更したと説明を受けた。そこで隣地の人がそういう説明でなかったけどという事になったことが原因であります。

17番 水路は水利の立会いの下、話ができているのか。

農林水産課 今の段階では、そこまでできていないので、隣地だけでなく改良区等も交えて計画してくださいと、話しています。

17番 市長と話した時にも吉川が浸かるので川の改修を考えているか、今は考えてないという事であった、それであれば、こういうことから考えてもらって、下の意見も聞いてやってもらいたい。

19番 推進委員 こういった開発に対して、浸透性の舗装を計画するようにはできないか。柵を作るのも良いが、そういうふうにするべきではないでしょうか。

事務局 お話はわかりますが、それを農振除外や転用の申請時には中々できないと思います。ただ開発に該当するものについては、浸透柵の設置は設置基準があるので、それ以外に場合によっては浸透性のものという可能性はないわけではないですが、意見としては伝えていきます。

4番 浸透するアスファルトも計画したようですが、費用が掛かるようです。ですが、今後も下への影響を考えると高い安いではなくて、対応していかないと雨水の問題が出てくると思います。

18番 3、4、5番は上岡の下水には繋げないか。下水を活用することはできないか。排水の同意はもらっているが、そういう施設を利用するという話は説明でも出てこない。そういう指導ができないか。

4番 私も利用していますが、あくまでも下水ですので、雨水等を取り込むのはどうかと思います。上下水道課に聞かないと、ここでは難しい問題だと思います。

事務局 下水処理施設ですので、雨水等が入るものではないと思います。それと下水もエリアがあるので、申請者が問い合わせているとは思いますが。なお調べておきます。

18番 雨水は流せないとしても、下水に繋がれたら合併浄化槽で処理するより少なくなるので活用できないかということです。

事務局 上下水道課も下水のエリアで繋がれる状態であれば伝えてるはずですが。

18番 そういう話が今まで、出たことがないですが。

事務局 転用の事務局からの説明で、合併浄化槽で処理しますといった説明はしていません。該当していないと下水には繋がれないので。

- 2 番 7 番の案件ですけど、私たちが審議するときには今の状況で審議するので、口答だけで改善計画がなく確約されていない状況で審議はできない。いろんな意見がでているが、県にはいま出している計画が上がることになる。
- 議長 7 番について、様々な意見が出ています。雨水等の下へのことは意見書を出すという事にもなっています。
他に質問はございませんか。
- 議長 7 番について審議していただき、保留にするのかどうか等。
- 9 番 保留にして、書類が整ったら審議するでよいのでは。
- 事務局 保留については、以前にも東野でありました。1 件保留で答申し、後日周辺の委員数名で現地確認をし、申請を変更して翌月の総会にあげて審議し、答申したこともあります。今回の案件については判断が難しい、計画が固まっていない可能性もあるので、保留という判断もあり得ることではないかと思えます。
- 4 番 除外と建物は別ですか。
- 事務局 建物の計画があつての除外申請です。
- 4 番 そうであると隣地との話も含め、中々難しいかなと思います。担当地区でもありますので、私としては保留したいと思います。
- 議長 7 番について保留という意見が出ていますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 7 番については保留といたします。
- 1 7 番 次に審議するときには、建物の計画と水路の問題と一緒に審議してもらいたいと思います。
- 事務局 度々言われていることはわかりますが、前から言っておりますが、開発等で下まで考慮した流量計算はしないので、今まで言われてきたことが解消ということではないので、そこはご理解しておいてください。
- 1 7 番 浸透柵の設置もありますが、前に説明してもらった時そんなに大きいものでないので効果はないと思います。
- 事務局 土地環境保全条例で、設置基準があり 5 0 0 m²毎に 5 0 c m の浸透柵で深さはと透水層までとなっています。
- 2 番 前から言ってますが、現状、地下浸透は無理だと思います。基準を見直すことは考えないのでしょうか。

事務局 浸透枿は流量計算上に算定されるものではありません。ただ、流量係数が上がる分を少しでも敷地内で処理するよう設置されているものです。

3番 翌月くらいまでに話をつけてくるという事での保留にしないと、話が前向いて進まないのでは。

事務局 説明が足りませんでした、年に2回の受付ですので何か月も待てるものではないですので、担当課にも来月までに、検討していますとしているものの結果をもって審議するようにしたいと思います。

18番 保留にしたら次回の受付まで待ってもらいたいのは法的にどうなっているのでしょうか。

4番 隣地1名の反対ということで申請者と話があれば合意する問題ですので、まとめれば、すぐ審議はできる案件だと思います。

事務局 審議して県にあがる時期がずれることで、法的にはないです。

1番 これは市長から諮問を受けて審議をしている訳で、農業委員会が全て決定している訳ではない、判断して諮問に対して答申をする訳で、それをするのに7番については条件がはっきりしないので、答えが出ないから保留するというこなので、問題ないと思います。

議長 除外案件13件、うち7番について保留ということで、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 7番は保留という事で、他本日、申請協議のありました農業振興地域の除外及び用途変更等案件について、除外案件13件本案について承認される方は挙手願います。

議長 全員挙手により本案件は承認されました。

議長 続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により45番の案件についてを先に審議します。18番農業委員は退席をしてください。

議長 それでは、事務局より説明を願います。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号45番の説明を致します。

申請地は赤岡町城山1816番1外1筆、地目は畑、面積1,487㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば19番推進委員さんお願いします。

19番
推進委員 問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
3条45番、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手という事で、許可に決定いたします。
18番農業委員に入室するように言ってください。

議長 引続き、残りの案件につきまして事務局より説明を願います。

事務局 それでは、引き続き、受付番号41番から説明を致します。
申請地は野市町西野字ハノ丸80番2外2筆、地目は畑、面積991㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。

5番 以前、太陽光で転用された土地の近くで遊休地になっていましたが、その方がゆずを栽培する予定で購入するもので、問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号42番の説明を致します。
申請地は香我美町山北字上大谷2535番1外2筆、地目は畑、面積265㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 別に問題はありません。

事務局 続きまして、受付番号43番の説明を致します。
申請地は夜須町西山字赤井320番3、地目は田、面積1,335㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば9番農業委員さんお願いします。

9番 問題ないと思います。

- 事務局 続きまして、受付番号44番の説明を致します。
申請地は夜須町出口字木ノ下531番2、地目は田、面積347㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば9番農業委員さんお願いします。
- 9番 問題はありません。
- 事務局 続きまして、受付番号46番の説明を致します。
申請地は香我美町下分字常藤3405番2、地目は田、面積1,000㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば14番委員さんお願いします。
- 14番 事務局の説明どおりで問題はないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ないようでしたら採決に入ります。
3条5件、許可に賛成の方は挙手願います。
- 議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号50番の説明を致します。
申請地は、野市町母代寺字松ノ本421番3、地目は畑、面積は143㎡です。
位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページと2ページをご覧ください。
申請地は佐古保育所から直線距離で200メートル南に位置し、借人が自己住宅を建築するものです。
周囲の状況は、東・西・南は貸人所有の田で、さらに東も同意のある田、北は貸人所有の宅地です。
農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。
土地利用計画図は位置図及び配置図2ページのとおり、造成・整地計画につきましては、現状の地盤高で使用し、土のまま整地する計画です。
排水につきましては、位置図及び配置図3ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、申請地内の既設側溝へ排水し、雨水も同様に申請地内の既設側

溝へ排水します。排水は申請地内の既設側溝を通った後、西側にある青線へと排水されます。

排水は地元の同意を得ております。

また、申請地は建築基準法上の道路への接道が直接取れておりませんが、これについては高知県と建築基準法第43条第2項第2号の許可に関する事前協議済みです。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 親子であり、特に問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

議長 他に質問はありませんか。

議長 ないようでしたら採決に入ります。
5条1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 非農地証明願につきまして受付番号37番の説明を致します。
申請地は、夜須町坪井字西ノ内1227番1、地目は畑、面積は272㎡です。
位置図は4ページ、現況写真は3ページをご覧ください。
申請地は昭和48年に個人住宅用地として転用許可を受けたものの、申請者の転勤のため建築しないまま竹林化し現在に至ります。なお、平成29年に竹木を一旦除去しましたが、ほどなくして写真のとおり以前の竹林状態に戻っております。
補足説明があれば9番農業委員さんお願いします。

9番 写真のとおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

10番 転用許可を受けていて、そのままになっていたという事ですが、許可を受けて何か月以内とか規定があるのですか。

事務局 今であれば申請に着工、完成予定日を入れるようになっていて、済んだら完了報告をするようになっております。当時がどうだったかわかりませんが、昭和40年代の話ですので。転用に至らず、当時の書類も持っていないで、現状を鑑みて非農地申請が出てきているものです。現状、許可を受けてどれくらいでという規定はないです。通常転用が困難になったら、その時点で取下げ等を提出してもらっている。

議長 他に質問はございませんか
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決に入ります。
非農地証明 1 件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第 5 号農地法第 1 8 条の規程による合意解約についてを議題
といたします。
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号 3 5 番の説明を致します。
申請地は野市町東佐古字アゴデン 6 1 6 番 2、地目は田、面積 2,6 4 6 m²です。
賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約です。
新しい耕作者は未定です。
続きまして、受付番号 3 6 番の説明を致します。
申請地は野市町西野字チノ丸字 7 7 4 番 1、地目は田、面積 1,8 8 2 m²です。
賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約です。
新しい耕作者は決まっております。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

1 5 番 3 6 番賃貸人の住所が香我美町西野になっていますが。

事務局 野市町間違いです。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第 1 8 条による合意解約について 2 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたで
しょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条
第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定 1
1 件、中間管理事業による所有権の移転 2 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認め、承認することとします。

議長 続きますして、議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について3件、ご異議ございませんか
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、受理することとします。

議長 承認案件を終わりましたして、その他の件について農地のあっせん申出について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地のあっせん申出について、貸付けが2件、貸付及び売渡が1件出ております。貸付は野市町大谷と香我美町上分、貸付及び売渡は香我美町下分です。情報がありましたら事務局までお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について、発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、決定いたします。

議長 以上、本日予定していましたが全ての案件につきまして審議は終了しましたが、何かほかにございませんか。

議長 他にないようでしたら、以上で第5回の香南市農業委員会を終了したいと思います。

なお、次回の農業委員会は、令和4年1月5日(水)午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくをお願いします。

(閉会 10時44分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長